

○ 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日

令和4年分の申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。「振替納税」をご利用の方は、振替日の前日までに口座の残高を必ずご確認ください。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかることになりますので、公共料金等の引落しにより残高不足とならないようご注意ください。

申告所得税及び復興特別所得税	令和5年4月24日（月）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和5年4月27日（木）

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

○ 税務署での面談によるご相談はご予約を

税務署での面談によるご相談は、事前のご予約をお願いします。

国税について面談による相談を希望される場合や相談内容により電話等での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。

ご予約の際には、お名前・ご住所・相談内容等をお伺いいたします。

○ 「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を調べることができます。

また、キーワードや分野等から検索もできますので、是非ご利用ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>）
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。 



○ 国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」へ

国税に関する一般的なご質問やご相談は「電話相談センター」をご利用ください。

「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

1 所轄の税務署に電話します。

2 音声案内に従い、「1」を選択します。

※申告相談の事前予約など、直接税務署の職員にご用の方は「2」を選択してください。

3 音声案内に従い、相談したい内容の番号を次の6つの中から選択します。

「1」個人の方の年金、給与、事業などの所得税

「2」年末調整などの源泉徴収又は支払調書

「3」相続税、贈与税、譲渡所得又は財産の評価

「4」法人税

「5」消費税（軽減税率制度・インボイス制度を除く）や印紙税

「6」その他

4 電話相談センターの職員がお受けします。

○ インボイス制度に関するご質問は“ふたば”にご相談ください

インボイス制度に関するご質問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問い合わせ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」へ

◇ パソコン及びスマートホンから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

パソコン及びスマートホンサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について



令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。

消費税
インボイス
制度

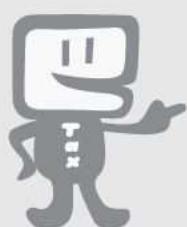
登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに！

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax

をご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイト
では

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ インボイスコールセンターなどをご案内しております



令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに！

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax
をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

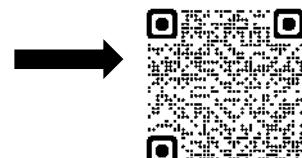


特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
 - ② AIを活用したチャットボット
 - ③ インボイスコールセンター
- などをご案内しております

○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）について

- e-Taxでは、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税、消費税、相続税、贈与税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。
- 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付（※）やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。
※ ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです（ダイレクト納付利用届出書は、個人の方についてはe-Taxにより提出することができます。）。
詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は **e-Tax 検索**）をご覧ください。
パソコン及びスマートフォンは、こちらのコードからもご利用になれます。

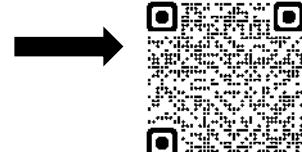


○ e-Taxのメリット

- 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は **e-Tax 検索**）をご覧ください。
パソコン及びスマートフォンは、こちらのコードからもご利用になれます。



○マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、健康保険証利用、公金受取口座の登録等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、今後、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。

マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要となりますので、マイナンバーカードを取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

マイナポータル連携については、国税庁動画チャンネルからも確認できます。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 ■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバーカード等 その他のお聞きせ 050-3818-1250 050-3816-9405

マイナンバー制度について Inquiries about My Number System 0120-0178-26

マイナンバーカード等 お問い合わせ 0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はこち
ら

https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/



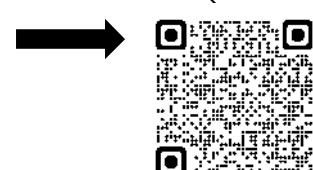
○ 税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ (<https://www.nta.go.jp> 又は ) にある「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧いただき、個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm>)
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ 4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です

20歳未満の者が飲酒をした場合には、脳障害等の「身体的影響」、精神的成长や心理的発達の停止等の「精神的影響」及び非行問題等の「社会的影響」があるといわれています。

日本では、「二十歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」により、20歳未満の者の飲酒が禁止されています。違反した場合の罰則は、飲酒をした20歳未満の者本人ではなく、親や、20歳未満の者が自ら飲酒することを知りながらお酒を販売・提供した販売業者等に対して科されます。

社会全体の責務として、20歳未満の者の飲酒の未然防止を積極的に図っていく必要があり、国税庁を含む関係省庁は、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」として、全国的な啓発活動を行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの「20歳未満飲酒防止強調月間」をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/kyochogekkan/01.htm>)

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 内部事務のセンター化の対象となっている税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

注（1）所轄税務署の窓口及び時間外受付箱へ提出することも可能ですが、業務センターへの郵送に御協力をお願いいたします。

（2）書面の申告書・申請書等の書類を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

なお、業務センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

3 業務センターでは、電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

なお、国税庁ホームページでは、申告（納税）に関する情報として、タックスアンサー（よくある税の質問）や税務相談チャットボット（税務職員ふたば）を提供しています。申告（納税）についてご不明な点がありましたら、是非御活用ください。

4 内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

5 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となっている税務署は、下表のとおりです。

名 称	熊本国税局業務センター
所在地	〒862-8721 熊本市東区東町3丁目2番53号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・天草署・山鹿署・宇土署・阿蘇署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ 文書回答手続をご利用ください

国税局においては、納税者の方からの個別の取引等（実際に行われた取引等のほか、将来行う予定の取引等）に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。

また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) にて公表していますので、国税庁ホームページ及び文書回答手続を積極的に利用していただくようお願いします。

なお、ご利用に当たり手続等でお分かりになりにくいございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。